

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成19年9月11日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

9月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第46号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（山崎委員、村上委員、安藤委員）	
議案第48号の審査	17
質疑（安藤委員）	
議案第52号の審査	18
質疑（山崎委員、村上委員、安藤委員）	
採決	25
閉会の宣告	25

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年9月11日(火) 午前10時 開会
午前11時55分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 安藤 薫 委員 山崎雅数
委員 三好義治 委員 村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 紀田光司 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎
自治振興課参事 萩原 明
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部次長兼福祉総務課長 登阪 弘
高齢者障害者福祉課長 堤 守 同課参事 小矢田博子
介護保険課長 山田雅也 同課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子
こども育成課長 稲村幸子 同課参事 船寺順治 国保年金課長 野村眞二

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

議案第46号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第48号 平成19年度摂津市介護保険特別会計補正予算
議案第52号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○上村委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

皆様方には、何かとお忙しい中、きょうは民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件につきましてご審議を賜るわけでございますけれども、何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、いつものとおり、私は一たん退席させていただきますが、在庁いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○上村委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は三好委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第46号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 議案第46号、平成19年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、保健福祉部にかかわりません部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金の増額は、障害福祉サービス費等の支払い事務が、10月から国民健康保険団体連合会に委託されることになりましたことから、新たに市立施設に対して連合会から支払われる介護給付費負担金を計上したものでございます。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金の増額は、後期高齢者医療制度システム開発費補助金及びこどもの虐待予防・防止に向けた取り組みに対する補助金であります児童環境づくり基盤整備補助金を計上したものでございます。

8ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計の平成18年度決算に伴う精算金を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の増額は、歳入でご説明いたしました、障害福祉サービス費等の支払い事務の委託に伴い、新たに連合会に支払う市立施設に係る給付費及び手数料を計上したほか、後期高齢者医療システム構築委託料を計上したものでございます。

12ページ、目2、老人福祉費、目6、知的障害者福祉費は、障害福祉サービス費等の支払い事務の委託に伴う財源内訳の変更でございます。

続いて、目5、身体障害者福祉費、目7、老人医療助成費及び目8、身体障害者医療助成費は、事業費確定に伴う過年度分府費返還金でございます。

13ページ、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費の増額は、歳入でご説明

しました、こどもの虐待予防・防止に向けた保護者への支援・治療プログラムの実施に係る講師謝礼及び消耗品等でございます。

目5、乳幼児医療助成費及び目6、ひとり親家庭医療助成費は、事業費確定に伴う過年度分府費返還金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○上村委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 今、補足説明を伺った部分を、またちょっと詳しくお聞かせ願いたいんですけども。

まず、社会福祉費ですね。障害者自立支援にこれに基づく障害者に係るデイサービスから扶助費ですね。これを国保連合会へ委託ということなんですけれども、この目的というか、意図というか、どうしてこういう措置をとらなくてはならなくなったのかということが、もしおわかりでしたらお聞かせ願いたいと思います。

今までは、ここを経由せずに直接いっていたということになるんじゃないかと思うんですが。

それと、児童の環境づくり基盤整備事業というのが、また、どういったことがなされるのかということをお聞かせいただきたいと。具体的をお願いします。

それから、後期高齢者医療制度のシステムの移管は来年の春から始まるということで、これは連合の方からやってほしいということでこういう形になったんだと思うんですが、この開発の補助ということなんですけれども、これの委託先というか、どういう形になるのか、もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

○上村委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、私の方から、障害者福祉サービス費等に

かかわりますインターネット請求ということで、委託の問題についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、障害者自立支援法では、市町村は、障害福祉サービス等の支払いにつきまして国保連に委託できるということになっております。ところが、19年8月10日に、厚労省の方から、障害者自立支援給付費支払い等システムの円滑な導入についてということで通知が参っております。それによりますと、公立施設における給付費の支払いにつきましても、障害者自立支援法に基づき、公立施設であっても、請求省令にのっとり請求行為を行うことという通知が参りました。

その関係で、私どもの方も委託ということをさせていただいております。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 後期高齢者の医療制度に係るシステム開発の件についてのご質問にお答えさせていただきます。

委託先はどこかということなんです、その前に、広域連合の方からの依頼でシステム開発をするのかというような趣旨のご質問内容でございましたが、この部分につきましては、本市において、広域連合との情報のやりとりに係るシステムの独自の開発ということでご理解いただきたいと思います。

その委託先がどこかということにつきましては、現行のホストコンピューターのシステムをやっております業者の方に委託する形になります。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 こどもの虐待予防・防止に向けた取り組みに対する補助金であります、児童環境づくり基盤整備補助金ということで今回上げさせていただいておりますけれども、これにつきましては、今年度、年度当初に、厚生労働

省の方に取り組みを申請いたしましたところ、先行的な取り組みということで補助金が決定したものでございます。

こどもの虐待予防・防止の取り組みといたしまして、虐待をしてしまっている親、あるいは虐待につながるおそれのある親という方を対象といたしまして、暴力とか暴言、おどし、そういうようなことでこどもに言うことをきかせるというような子育ての仕方ではなくて、こどもの問題となるような行動に対して、親の対応を変えることによって解決していくというような、そういうような方法を親自身がグループで学び合っていくという、そういうプログラムを実施していくというものでございます。

具体的に申しますと、前向き子育てプログラムといたしまして、ポジティブ、ペアレント、プログラムの三つのPが並ぶということで、トリプルPというプログラムの名前がついておりますけれども、そういうプログラムを実施していこうと考えております。

今まで、本市におきましては、単発的な講座としてこのプログラムを扱うことがございましたが、今回は、小学生の親御さんを対象といたしまして、12人ぐらいのグループを二つつくりまして、週一回、8回のグループワークですとか、あるいは電話での対応ですとか、そういうようなものを通して、系統的に子育ての仕方を、さまざまな方法があるということを学びながら、自分のこどもに対してどういう対応をとっていくのが適切であるのか、みずから学びながら、そういう行動ができるようにしていくということを行うものでございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 まず、1点目、この国保連合会へ委託できるとして、そちらの手續

を行うということなんですけれども、この国保連合会を通せば、摂津市としては何かメリットはあるんでしょうか。

これは厚労省から通達ということなんですけれども、これは、だから、どうしても公立施設の支払いをできるということであれば、やらなくてもいいという話にはならないんですかね、という、ちょっとその辺をお聞きしたいと。

私も、だから、どうしてそういう措置をとらなくてはいけないのかという。だから、そのメリットがあるのなら、目的とかいうのをお聞かせいただきたいと思うんです。

これ、要するに、国保連合会ですべてまとめていくという流れなのかなと思うんですけれども、そういったことが、市が独自にやれば臨機応変にできるものが、一たん、国保連合会に行ったり、返ったりとかいうような話になれば、画一的な事務手続とかいう形になってきて、市民への不利益とか制限とか、抑制みたいなことにつながらないのかなというのが心配されますので、その辺がちょっと理解できないので、教えていただきたいと思えます。

それから、児童虐待のワークショップの方は、8回のグループワークみたいなものを12人で系統的にやっていくというふうにお聞きしましたが、対象というのは、だから、今、私、聞いたのは、児童相談室の中にいろいろご相談に来られている方を対象ということになるんですか。

今現在、そういうふうな虐待のおそれがある方とか、もうしてしまっている方とか、もう当然やっていかないといけないんですけれども、社会的に広く広げて啓発というか、こういうこどもの虐待が今ふえているというような現状なども知

らせていく努力なども必要なのではないかなと思うんですけれども。

もしよかったら、その児童相談室などに虐待相談に来られている件数というか、何かそういう数字みたいなのがわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから、後期高齢者医療のシステムの移管なんですけれども、市の独自の開発ということなんですけど、これちょっと、また具体的に、何をされようとするかというのが、前のあれにも、もう予算出ていると思うんですけれども、オープンシステムに移行して、データがやりとりできるというような形に、私、ちょっと記憶があれなんですけれども、前回は、何か後期高齢者のシステムの移管というのがまたほかにもありましたですね。

そういった部分で、この作業がどういったことをされるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○上村委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、私の方から、国保連を通せばどういうメリットがあるのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

これは、実際にはインターネット請求という形をとるわけなんですけれども、インターネット請求をすることによりまして、事業所につきましては、これまで、受給者の住んでおられる市町村ごとにそれぞれ請求していたものが、国保連に一括して請求ができるということがメリットとして一つ上げられます。

また、国保連の方から、簡易入力システムが提供されまして、請求書や明細書、実績記録などの作成が、これまで以上に容易にできるというふうになっております。

あと、市民に対して不利益はないかというお問い合わせでございますけれども、請求

中のデータにつきましては、状況の照会が随時できるようにシステムが組みまれるという予定になっております。

それと、先ほど申しましたように、他市の方がいらっしゃらない事業所については、今年度は実施を見合わせているところもございますが、本市の場合は、すべての事業所に他市の方がいらっしゃいますので、その関係上、どうしてもこの障害福祉サービス費等のインターネット請求の実施ということをしななければならないというふうになっております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 まず、家庭児童相談室の方に、虐待に関する相談に来られている件数なんですけれども、18年度で、実数といたしまして89件ございます。そのほかに、いろいろな形で通告ですとかいうことから調査に行ったりとか、そういうような形でかかわっているような事例もございます。

今回のプログラムの対象の方ですけれども、もちろん、こういう形で、既にかかわりのある方についてお声かけさせていただくということもありますが、広くお知らせをして、こういうプログラムがあるということをお知らせすること自体も大切だと思っておりますので、広報とかいろいろなチラシを通して、学校とか、また、いろいろな関係機関を通しながらお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 後期高齢者医療制度に係るシステム開発の作業の内容ということでのご質問でございますが、この作業につきましては、広域連合との情報のやりとりに係る部分でございますが、具体的には、住民情報や税情報などで、広域連合の方において、被保険者台帳を

作成するための情報のやりとりを行うことを目的としたものでございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうしたら、3回目の質問になります。

障害者自立支援の方はどうしてもやらなくてはならないというものではないと思いますけれども、他市の方がいらっしやらないところはやってないというのもあるので。これが、私、懸念をしておりますのは、こういった大きな単位で取りまとめをしていくことによって、市民が同じサービスが受けられなくなるというか、その制限とかができないように注意をさせていただきたいと思っています。

これは要望で結構です。

児童虐待の分も、ぜひそういうことで、件数がふえているという話も聞きますので、その児童虐待防止の活動をしっかりやっていただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療のシステム、そのデータを広域連合に移すという話になるわけですね。この間、システムの開発、いろいろ何かちょこちょこ出てくるんですけども、この春には、だから、オープンシステムの措置をしていないデータなどのやりとりもあるということを聞いておりますけれども、これと、今、年度途中でこれをやって、春にまた別の作業が要るとか、手がかかるとかいうことはもうないんでしょうか。そこだけちょっとお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 今、システム開発を行って、なおかつ春にオープンに移行したときに、新たな作業が必要かどうか、それについて、また費用がかかるのかどうかということでございますが、オープンシステムへの移行についての費用とい

うのは、新たにかかるということは、結論から申し上げてございません。

今回、現行のホストコンピューターのシステムで行うという部分につきましては、広域連合との情報のやりとりが、当然、本番データといえますか、テストのデータではなくて、正規の情報が要ると。その中で、現在、オープンシステムに向けての打ち合わせを行っている段階でございます。正直、そちらの方にデータの移行というのが完全に行われていない段階においては、現状のホストコンピューターで、今回、システムを構築する中で、広域連合とのやりとりを行うというものでございますので、新年度に向けての費用の発生等はないということでご理解いただきたいと思います。

○上村委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

私の方から、先ほどの山崎委員からも若干の説明がございましたので、ダブる面があるかもわかりませんが、よろしくお願いたします。

先ほど、議案第46号の、7ページ、款14の国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金という中で、節2の児童福祉費補助金ということで、児童環境づくり基盤整備補助金ということで先ほども補足説明等々でありました。虐待の予防ということであったわけで、先ほども、対象者が平成18年度の89件ということの実績等々もありました。いこうで言われておったんですけども、これ、例えば、先ほど、チラシとかお知らせ等々で広く市民の方にもお知らせしていきたいということもあったんですけども、例えば、そういうチラシとかいうものでなくて、受けるというような意識も若干は持ちつつもあるという

ところで、保育所と連携をとるとか、出産されたときに、そういうことはこういうものがありますよというお知らせをするとか、そういうことのお考えはないのかという形。

あと、せっつ広報のお知らせ版ですね、この7月から全戸配布等々になったかと思しますので、ということで、こういうせっつ広報のお知らせ版の方に掲載をしていただければ、市内全戸配布という形になろうかと思えます。

今まで、いろいろとこういう施策につきまして、毎月15日発行のせっつ広報にも掲載はしていますよというさまざまなこともあったんですけれども、そういうことであれば、例えば、自治会未加入の方とかいう形にはいきづらいというところもございまして、そういったところで、このお知らせ版等々にも掲載させていただくような形ではお願いしたいと思うんですけれども、そういうお考えについてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、予算書のこの11ページなんですけれども、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費ということで、先ほどもありましたけれども、節13の委託料、後期高齢者医療システム構築委託料ということで966万円ですが計上されているということなんですけれども、これ、先ほど、広域連合との連絡用として独自の開発ということも言われてましたけれども、もう一度、どういうシステム内容にするのか、方向性がもし出ればお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、同じく、節20、扶助費、児童デイサービス給付費というのがありまして、これ、私、見たところ、当初予算、18万5,000円ということであ

るんですけれども、今回、補正で15倍近い形での297万9,000円というのが補正されているんですけれども、その補正の内容、どういう内容なのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次の12ページなんですけれども、同じく、節20の扶助費で、障害者の支援施設給付費（知的）というのが、今回、補正ということで6,110万4,000円が計上されております。これが当初予算でも約5,500万円というのが計上されておったんですけれども、今回、6,100万円計上されているこの内容についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村子ども育成課長 今回のプログラムの広報の仕方についてのご質問でございますが、お知らせ版の方でお知らせしたいと思っております。

また、保育所との連携についてですが、今回のプログラムは、小学生さんの親御さんを対象にということを考えておりますので、学校の方と連携はしていきたいというふうに思っております。

また、ほかのプログラムで対象になれるような場合でしたら、保育所の方と連携は行ってきております。

また、出産のときに何か配布するようなことなんですけれども、今回のプログラムは、ちょっとそういう形はとりませんけれども、出産のときとか、母子手帳をお渡しするときとかに、摂津市にあります子育て支援のサービスですとか、どこに行けばこういうことができるというようなことを一覧にいたしましてお配りさせていただきます。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 今回のシステム構築における内容についてでございますが、

先ほどもお答えさせてもらったところとダブるかもしれませんが、現行のホストコンピューターを利用している、広域連合における被保険者台帳創設のための本番データの作成がメインでございますが、それと、これも若干、先ほどのご質問と関連するんですが、来年4月からのオープンシステムへ移行することを想定しての移行作業がスムーズに行えるような形態での、それを行うことがシステムの今回の内容ということでございました。

○上村委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、私の方から、扶助費の児童デイと知的の給付費の件についてご説明を申し上げます。

まず、児童デイの当初予算の計上額が18万5,000円ということですが、これは、児童デイサービス事業の18万5,000円の補正ではございませんで、あくまでも、今、これが、ふれあいの里に委託をしておりますめばえ園に係る給付費でございます。

今までは、委託として一括して計上しておったものでございますけれども、今回、国保連を間に介することによりまして、今まで委託料として措置しておりました分につきまして、国保連への給付費の支払いという形で今回計上させていただいているわけなんです。新たに国保連から給付に係る負担金として収入されました分が、逆に委託料に充てられているという、ちょっとそういう財源の充当の方法が変わっておりまして、当初、ご指摘のような、児童デイサービスの18万5,000円の事業が297万9,000円になったわけではございません。

これの積算につきましては、過去4か月、実績のあります3月、4月、5月、6月の実績と7月、8月の推計をいたし

まして、6か月分のめばえ園に係る給付費を積算して、補正をさせていただいた次第でございます。

知的につきましても同様でございますが、知的の方は、はばたき園とひびき園、それから、みきの路の入所にかかわる分の合計を、先ほどのような積算方法で積算をいたしまして、補正計上をさせていただいております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 言ってみれば、環境づくりの基盤整備費ですね、児童のやつ。これまたしっかりと、こういう虐待というのは、結構、今、全国の方で問題視されているようなこともありますし、また、こどもは将来の宝ですから、やっぱりその辺も含めて、親子の関係をよくする方向で、こういったプログラムづくりについても、またしっかりと今後やっていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後期高齢者医療システムの構築委託料ということで聞きました。特に、現行のホストを利用してということで、特に、台帳をメインとするというようなことも言われておりました。

一応、システム構築をされるということですので、ある程度、この広域連合としての業務の流れというのはそこそこ進みかけているのかなというふうに思うんですが、この4月開始に向けて、現状どこまで進んでいるのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

次に、児童デイサービスの給付費、これについては、特に、私の解釈間違いだったら申しわけないんですが、これ、新しくできたというものではなくて、そういう業務の流れが変わったというか、

そういうことになりましたということで、この障害者支援施設給付費、知的についてもそういうことでよろしいでしょうか。

はい、わかりました。

では、そういうことで、先ほどの1点だけお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 平成20年4月スタートの後期高齢者医療制度スタートに向けてのスケジュールということでございます。

今現在、広域連合とは、被保険者台帳を作成に向けてのテストを行っている段階でおりまして、今後は、今回、補正でお願いしておりますシステムの構築によりまして、先ほど申しました本番データのやりとり等を行っていきます。その本番データのやりとりによって、広域連合においては、被保険者台帳の創設並びに保険料の試算の作業に移っていかれるという中で、この11月の下旬ぐらいの予定と聞いておりますが、広域連合の議会において、保険料率等を含む広域連合の条例の審議、制定等が予定されておると。

予定では12月ごろに、一定、保険料の額が算定されてくるという中身で、現在、作業が進められていると。

その先は、予定ですが、3月ぐらいに被保険者の保険者証の発行が予定されておるといような状況でございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 保険料率の試算という形で、一応、11月、議会の方で保険料の審議されまして、12月の方で保険料が確定ということで、3月ぐらいには保険証配布という形で、なかなかスケジュール的には厳しいというか、もうおくれることはままならないような形でのスケジュールとなっているかと思うんですけれども。

それに、また、来年の4月、事故のないという形で、運用開始に向けまして、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

○上村委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにございませぬか。

安藤委員。

○安藤委員 そうしましたら、後期高齢者医療システム開発について、もう少しお聞きしたいと思います。

先ほどからも質疑が行われていますけれども、この間、当初予算、昨年、第3回定例会ぐらいから、後期高齢者医療制度導入について、その都度お聞きしてきたんですが、なかなかその中身が見えてこない。不透明な中で、同時並行的に事務作業だけ進んでいるというふうなお聞きしてございまして、広域連合の議会設置の条例のときでも中身がよくわからなかった。その議会が定数20名ですね。今、どんどん議論が進められているというふうにお聞きしてございまして。

今回のシステム開発構築なんですけれども、先ほどからもありますが、まず一つ、構築委託料として966万円ありますが、歳入の方で、国庫補助として、補助金は590万5,000円ということになっています。これは、国庫補助の割合、この後期高齢者医療のシステム開発に関しての国庫補助の割合というのは、決まったものがあるのかどうか。国庫補助割合がなければ、これはすべて独自の開発というふうに言うてはりますけれども、摂津市独自で費用負担を今後ともしていく必要があるのかどうかということ。

それから、この後期高齢者医療制度システム開発構築委託料が、当初で3,657万7,000円計上されていて、今回、966万円、これは、同じシステム

開発の増額というふうに理解していいの
かどうか。その点をお聞かせいただけ
たらと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 後期高齢者のシ
ステム構築に関するご質問ですが、
まず、1点目の、民生費の国庫補助金、
今回、590万5,000円の補正をお
願いしておるわけですが、この分につ
いて、今回の委託料966万円対して
この補助金なのかどうかというところ
でございますが、この補助金につきま
しては、この委託料966万円対して
590万5,000円の補助金がついて
いるというものではございません。

先ほど、委員からご質問ございました、
当初予算で計上している額も含めての、
全体に係る補助金の増額の補正とい
うことでございます。

そして、今回のシステム改修が、当初
予算の増額補正ということかという
ことでございますが、その点につきま
しては、ご質問のとおりでございます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 当初で3,657万7,0
00円、今回、増額で966万円と、こ
れだけの増額になってきた理由とい
うものはどういうものがあるのか。中
身が変わってきたのか、それとも、
中身が判明してきて、当初の見込み
と大きく違ってきたのかどうか。そ
の点をお聞かせいただきたいと思
います。

この間も、後期高齢者のシステム開
発でいきますと、これ、3月でした
ですかね、18年度の補正で、介護
保険の方でも後期高齢者医療のシ
ステム開発のお金がかかっています
し、この後期高齢者医療制度導入
に当たって、いろいろな分野に影
響が出てきて、その都度、システ
ム開発の費用負担が出てくるとい
うことで

言うと、今後、一体どのぐらいの負
担が出てくるのかなと。市民も、当
然、負担出てくると思いますけれ
ども、その辺の見込み等があるの
かどうか、お聞かせをいただきたい
と思います。

それから、ちょっとそのシステムの中
身についても、先ほどから議論があ
るんですけども、来年4月からオー
プンシステムに移行するということ
で言いますと、私のちょっと理解が
間違っていればあれなんですけれ
ども、来年の4月の実際の制度が
導入されるまでの間、テストをや
るための、それから、準備をする
ためのシステム開発と。オープンシ
ステム、来年4月からスタート、そ
れから、後期医療制度がスタート
するのとあわせて、オープンシステ
ムに移行してしまうというような
考え方なのかどうか。ちょっと
そのオープンシステムの移行と今
回のシステム開発の関係ですね、
その辺ちょっとわかりにくいので
教えていただきたい。

それから、後期高齢者医療につ
いて、制度が大きく変わってくる
ということ、この間からも、今ま
でも、介護保険制度導入のときと
同じような大きな制度改定とい
うことで、市民への周知、こんな
中身になりますよ、こんなメリ
ットがあって、こんなデメリット
があって、こんなところ気をつけ
てくださいということを、早いう
ちから市民の皆さんにお知らせ
していく必要が、内部の準備と
あわせてやらないといけないん
じゃないかというふうにずっと指
摘してまいりました。

きょう、窓口へ行きましたら、こ
ういう大阪府の広域連合のパン
フレットが置いてありました。こ
れをどのように活用していくの
か、ちょっと関連になります
けれども、あわせて、今後のス
ケジュール等をお聞かせいただ
きたいと思います。ちょっと話
飛んでしまいましたけれども。

その中に、市町村の事務というのがあります。まして、保険料の徴収、それから、被保険者証の引き渡し、各種届け出・申請の受け付けなどの窓口業務、これが市町村が行う事務というふうに分かれています。

今回のシステム開発、システムというのは、こういった事務を行うものも含まれているのかどうか。今、国民健康保険の場合ですと、例えば、所得が一定よりも低い方については法定減免があったり、または、申請をして、一定の条件のもとで申請減免があったり、それから、高額療養費の受領委任払い制度があったり、一部負担金の減免制度等々、摂津市の国保として実施されていると思います。

広域連合の場合になりますと、ちょっとまた事情が違ってくるような状況もあって、その点、このシステム開発との関係ですね、システムの中で、それが対応できるようなシステムなのかどうかということもあわせて、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、最初に、先ほどのご質問で、1点、ちょっと答弁の方が抜けておりましたので、加えさせていただきます。

国庫補助金の積算の根拠というものがちょっと抜けておりましたので、お答えさせていただきます。

この分につきましては、定額部分で300万円、そして、人口割の部分で、2分の1補助ということで590万5,000円となっております。今回、この人口割の部分を補正させていただいたということで、1点、抜けておりましたので、まず、説明させていただきます。

今回の増額補正の理由でございますが、ご承知のとおり、平成20年4月から、後期高齢者の医療制度というのが始まる

わけでございますが、今年度はその準備作業、準備行為としてシステムの構築というのが必要になってきておると。当初、大阪府も、広域連合との情報提供、情報のやりとりのスケジュールというのが未定であったり、本市の電算システムにおいても、平成20年度からオープンシステムへ移行すると。当然、こちらの方も、本年度はその移行の準備期間となっている中で、私ども、一番、広域連合との情報提供の時期とか方法というのが一番心配でありまして、最も大きな不確定な要素として存在している中で、当初、3,657万7,000円という額を計上させてもらっておりました。

その中で、市としては、20年1月ごろに、現在のホストコンピューターで保有しています情報を、オープンシステムの方に取り込むスケジュールというのを想定して、今日まで作業の方を行ってまいりました。が、今回、広域連合への情報提供の時期というのが前倒しされまして、1月ではなくて、11月か12月のこの年内に、本番データで情報提供することが要求をされてきました。

その結果、オープンシステムの主管となっております担当部局等のスケジュール調整やシステム会社との調整等も図ってきたわけでございますが、今、現状で、オープンシステムへの情報が完全に移行していないという中で、最終、現行システムによる今回のシステム開発がやむを得ないものという判断のもとで要求させていただきます。おわけておるわけでございます。

次に、平成20年4月から始まるということで、市民への周知等の広報活動についてでございますが、パンフレットについては、市立の公民館、市民サービスコーナー等へ配布して、設置させてもらっております。

そして、今後については、主に高齢者の集まりの場であるリハサロン等にこちらの方から出向かせていただいて、お時間いただく中で、この新しい制度についてのご説明なりを行っていかうと考えております。

そして、あと、市町村事務についても、このシステム開発の費用全体の中には含まれているということでご理解いただきたいと思っております。

それと、あと、保険料の軽減であり、減免等の措置につきましては、これは、あくまでも賦課決定というのは広域連合の方で行われるものでございますので、今回の市のシステムでの対応というものはございませんので、よろしく申し上げます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 ちょっとなかなか具体的にイメージがわきにくい部分がちょっとあって、繰り返しの質問になったらご容赦いただきたいんですが。

摂津市のホストコンピューターをオープンシステムの方に移行していくと。そのオープンシステムに移行する時期と、それから、後期高齢者医療制度がスタートするに当たっての準備で、広域連合に対して情報提供する時期とがうまいことあえば一番よかったものが、広域連合に対して情報提供を年内にしてほしいというような要求があって、それがなかなか、ちょっとタイムラグが生じてしまったということで、今回、補正が増額になったというようなことなんでしょうか。ちょっとその点、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

というのは、広域連合、後期高齢者医療制度そのものは、もう広域連合、大阪府下全体でやっていくものとして、法律が決められて、スタート時期が決められ

て、その後、いろいろな事務作業が、現場の方に、それから、市民の方に最終的にはしわ寄せになってくるというような状況なのかなというふうに思うわけなんですけれども。

例えば、システムに至っても、広域連合の都合でといいますか、スタート地点だけは決めておいて、それに合わせていろいろなところにしわ寄せ。例えば、システムでも、当初の予定どおりいけば966万円要らなかったのかどうか。オープンシステムとのタイムラグがなければ、この966万円ですか、こういったものが要らなかったんじゃないかと。二度のむだな、むだなと言ったらおかしいですけども、これやって、また後からもう一つかぶせるようなことをやるということになると、税金の使い方という問題でいくと、いや、これどうなのかなというふうにちょっと思うわけんですが、その点は、このオープンシステムとの後期高齢者のシステム構築との関係、もう少しそういった観点からちょっと教えていただけないのかなというふうに思います。

それから、後期高齢者のこのシステムについては、先ほどからも、補助金が、定額では300万円、これ当初に計上さえてました。今回が、人口割の2分の1が590万円、補助金がわずかですけども、つくけれども、基本的には摂津市独自の開発ですよというようなお話だったかと思いますが、そうであるなら、広域連合への情報提供だけでなく、市独自でもそういったいろいろな市民的な要求にこたえられるようなシステムもあわせて構築していくということは考えられないのかどうか。

というのは、今もちょっと減免制度のことをちょっとお聞きしたんですけども、これは一般質問的になるので余り触

れませんが、広域後期高齢者医療制度になりますと、今まで、摂津で、国保の場合ですと申請減免があったりとか、受領人払い制度とか、摂津市が国保事業者として、市民の負担軽減であったり、命と健康を守るという立場からいろいろな措置が行われてきたものが、今回、広域連合にすべてそういった権限といいますか、財政もすべて移ってしまうと。一般会計からもどこからも入ってきませんから、保険料と補助金と、それぞれの市町村、信金の範囲の中でやらざるを得ないという状況のもとで、なかなか摂津市が今やっている国保の減免制度や市民負担軽減の制度というのはすぐには適用できにくい状況にあるんじゃないかなというふうに思うんです。

今まで国保を受けていて、突然、来年4月から後期高齢者に移管したときに、保険料が高いので、今はどうしても払えないと、しばらくちょっと待ってほしいという納付相談に来るのが摂津市でありますし、一部負担金の制度、一部負担金、ちょっとしばらく減免してほしい、それから、高額になってきた場合には、これを受領委任払いにしてほしいというようなお願いにくるのは、やっぱり摂津市の窓口になるかと思うんですけれども、そういった高齢者の方々に対応できるシステムというのが必要ではないかなと。システムとちょっと違う、今もそんなシステムでやってないのかもしれないけれども、そういったことも考えあわせて考えていく必要があるんじゃないかと。ハード面を一生懸命考えても、やっぱりハード面だけじゃなくて、ソフト面でどういうふうにそのハードを活用していくのか。せつかく予算を計上するわけですから、どんな広域連合の窓口業務をやっていくのか、市民対応をどうしていくのか、そ

ういったところからのアプローチをしながらシステム構築をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点のお考え方もちょっとあわせて教えてください。

お願いします。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、今回のシステム開発の補正についてでございますが、本市といたしましては、何とか当初予算の範囲でいけるようにということでは考え、協議も行ってきておりました。が、結果としては、ご質問のとおり、広域連合との情報のやりとりに係るタイムラグが発生したことによるという部分はございます。

あと1点、システム開発において、市民の方々からの要求への対応ができるようなシステムづくりについてでございますが、保険料の申請減免等については、確かに、申請を受ける窓口は市町村ということになっておりますが、決定といいますか、審査等については広域連合の方で行われるという形でありますので、現在のところ、市独自で市民からの要求に対応できる保険料の軽減とかいうものに関するシステム対応というのは考えておりません。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 今回のコンピューター、システム上は考えていないということであります。これ、また、違う場でいろいろとお聞きしていきたいと思うんですけれども。

後期高齢者医療制度そのものについては、私どもも、もう本当に、75歳以上の方々に新たな負担を押しつけるような制度だと思っています。摂津市の場合ですと、老健で、前にご答弁いただいていた数字でいくと5,500人。その中で、

約700人ちょっとが社会保険の被扶養者として、現在、保険料の負担をされていない方が、ということは、負担能力のない方ということで今までできていた人に対しても、一律的に応益割5割と応能割5割ということで保険料がかかってくるわけです。しかも、保険料が払いたくても払えないという人が、今、国保でも大変、摂津市だけでなく、全国的にも大きな問題になってますけれども、保険料を滞納することによって、国保の場合、短期証まで、しかも、その後、まだ1年ぐらいい滞納が続くと、窓口で10割負担をしなければいけない。資格証明書が発行されると。

ただ、これまでは、高齢者の方々については、こういった資格書は発行しないよというような方針できていたものが、この後期高齢者医療制度、摂津市から切り離し、全く違う保険者でやっていきますから、もう知りませんよと。そちらのパンフレットを見ますと、保険料を滞納して、資格証明書がきたら、窓口で10割負担ですよとさらっと書いてあるんです。こんな制度です。しかも、診療報酬についても定額制というような話も出てきて、お金が払える人はきちんと最後まで医療が受けられるけれども、お金が払えない人は、あなたこれだけしか払えないんだったら、定額ですからここまでですよと。定額以上のものをやりたければ、もう自分で払いなさいよというようなものになってくるといふ心配がされるわけです。

本当にお年寄り切り捨てのような制度だと私も思っています。摂津市としたら、やっぱり市民の命と健康、しかも、この間、さまざまなお苦勞されて、摂津市、社会の発展のために頑張ってくられた方々の高齢者お方々に、負担や心配を

押しつけないようにするために努力するというのが大事な仕事だと思っていますし、国保でもまだまだ不十分だと我々思っていますが、しかし、それでもなお市民負担軽減のためのいろいろな努力されてきているのは、我々は非常にいいことだったと思っているわけです。

それが、突如、そういう形で、後期高齢者医療制度が始まった途端に、それがもう知りませんよと、もう大阪府の方でやりますから、窓口だけですというようなことにはならないのかなと思いますので、その点、ちょっと今後、市としてどうこれに対応していくのか、窓口対応をしていくのか、市民の負担軽減、広域連合に対して働きかけをするとともに、市としてどうしていくのかということもきちんと議論していただきたいと、しなければいけないと思います。

ちょっとその見解、できたらちょっとお願いできないかなと思います。

それと、もう一遍、すいません、何度も繰り返す。

オープンシステムと今度の後期高齢者医療のシステム構築というのは、当初では3,600万円組んでいました。これは、オープンシステムがあろうがなかろうが必要なものであって、今回の966万円というのは、たまたまオープンシステムの構築とのスケジュールとあわなくて、通常スケジュールよりも早くやらなければいけないので、オープンシステムとあっていけば要らなかったものを、あえてしょうがないからつけるんだというもので理解していいのか。

そして、来年4月以降は、このシステムについては並行して活用されていくのか、オープンシステムとの関係。

ひとつそれを、ちょっと系統的に、ちょっとそれも最後に。

○上村委員長 佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 2点についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、この、いわゆるシステム構築につきましては、当初予算段階で3,657万円ほど予算計上をいたしておりました、これにつきましては、先ほど、担当課長の方からもご答弁申し上げてますように、オープンシステムを前提にした中で、広域連合とのデータのやりとり及び付随するさまざまな業務をやっていくためのシステム構築の費用だということで、通常であれば、この3,657万円ですべてのシステム構築が完了するという形になるわけですが、本市の場合は、20年4月から、現在のホストコンピューターシステムからオープンシステムに切りかわっていくということで、当初は、いわゆるオープンシステムへの切りかえと、同時に、広域連合のシステムをつないでいくということで、いわゆる一つのものとしてこの切りかえができるという前提の中で予算計上をいたしておったところですが、先ほど、担当課長からもご答弁申し上げましたように、この11月ぐらいに、大阪府下全体の75歳以上のいわゆる被保険者の税情報等も、全部、広域連合の方で集約した中で、20年度からの保険料率を決定していくという動きになっておりました、そうなりますと、このいわゆる11月以前に、摂津市の75歳以上の方々のいわゆるお名前であるとか年齢であるとか、それから、それぞれの方の税の状態がどうなっているか、こういうような情報を出していく必要があるという状況になってきておりました、そうなりますと、いわゆるオープンシステムの中へ、既に今の情報が移行できているようであれば、そこから出していくというようなことが可能な

わけですが、現状といたしましては、市の方でこれまで実施をしてきたホストコンピューターの中にある情報を広域連合の方のシステムにつないでいくという必要も出てまいりまして、そういう意味で申しますと、この966万円というのはダブルのような状態になってしまうということで、これは、ある意味で申しますと、この広域連合の発足直前に、市のいわゆるコンピューターシステムが、ホストからオープンに切りかわっていくということが、本市、起こってますので、こういうことでの本市特有の事情であるということでご理解を賜りたいというふうに考えております。

それから、ご質問の、いわゆる広域連合がスタートした段階では、これまで、国保で実施をしてきた保険料の減免であるとか、または一部負担金減免、こういうものについての対応ですが、これにつきましては、委員もご指摘のように、広域連合というような形で、全く別な保険者というような形になりまして、20年4月以降は、確かに窓口業務的な部分については摂津市で行うわけですが、ある意味で言うと、広域連合の出先機関というような役割になっていくわけですが、

そういう中で、まず1点は、やはり広域連合として、いわゆる従来、それぞれの市町村で実施をしてきた減免であるとか一部負担金減免、こういうものを、具体的にどういう形で実現できるのか、できないのか、このあたりの状況を見きわめていく必要があるというふうに考えております。

それと同時に、当然、広域連合につきましては、市の方といたしましても一定のかかわりを持っておりますので、具体の対応を決定するまでには、当然、市の

方としては、これまで、国保としてはこういう保険料の減免制度を持っている、または、一部負担金の減免制度についてもこういうような形で実施をしてきているということについては、十分お伝えする中で、できるだけ支障のないような対応がとれるように努力はしていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 この間、介護保険、障害者自立支援法と今度の後期高齢者医療制度、最終的には、市民、それから利用者の方々に大きな影響、大きな影響というか、もう非常に重い負担がのしかかってくる可能性が大変強い制度で、政省令が出るのがぎりぎりになって、現場窓口、行政、地方自治体のほんと短い期間の中で、職員の皆さんが一生懸命頑張っていたいで、何とか間に合わせようということ而努力されているということには、本当に頭の下がる思いをするんですけれども、この制度そのものも問題でありますし、スタート地点を決めて、自治体に押しつけてくるというやり方というのは非常に問題があるなと思います。

今、部長からもお話ありましたように、大阪府下全体でやっていく、しかし、大阪府の中のそれぞれの自治体では、それぞれのやり方がありますし、歴史もありますし、経過もあります。そういったものを一まとめにして、乱暴にやっていくというのは非常に無理があるなと思うわけです。これは、もちろん広域連合にも働きかけをし、国に対してもその改善の働きかけをしていくということは非常に大事でありますし、広域連合の議会には20人しかいない。近隣の都道府県と比べてみても非常に少ない大阪府の広域連合であって、その定数をふやせというのも、各いろいろなところから要望事項

も上げられていると思います。

やはり自治体それぞれ、それから、地域それぞれの特徴もありますし、事情があります。このシステム開発についても、大きな摂津市としての事情としてきちんと主張して、966万円って大きなお金です。福祉の施策をやっていく中で、障害者の方々への一つの事業で数百万円の事業をどんどんどん削ってきたという経過もあるわけで、大変重大なお金を、システムの、摂津市の事情だと言って切って捨てられるというのは、これは本当に納得のできないような話であって、きちんと広域連合に話をする、要求をしていくことが大事だと思うんです。

摂津市議会からは、だれも今広域連合の議会には出てないですけども、森山市長が広域連合の方にかかわっておられるということも聞いておりますし、そういう意味では、この後期高齢者医療制度、広域医療で法律が決まっているんだということじゃなくて、摂津市のこれまで培ってきた到達点に基づいた形で物を言っていく、それを反映させていくという努力をぜひすべきだと思うんです。

ちょっとその点だけ、もう一回、ちょっと副市長からも、その辺の考えだけ、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○上村委員長 小野副市長。

○小野副市長 具体的には、今申し上げる中身は持っておりませんが、今、委員ご指摘のように、この前、9月6日、7日と、平成20年度以降の重点施策、5年後、10年後というふうに思ってプレゼンを受けました。

今、若干、佐藤部長答えておりますように、担当部からして言ってきておるのは、医療保険の一部負担金の改正であるとか、前回出ておったような市民健診の問題、特定健診をつくっていくとか、聞

いておるところによりますと、65歳の国保料の天引きがどうかというようなことも聞いております。これからの議論になるということは十分承知しておりますし、そして、この高齢者の方々の窓口をどうするかということも、一定の対応策は担当から聞いております。いわゆる、そういう混乱することなく、そういう形の中での窓口の一本化なり、業務の円滑化なり、実際、転換されていくのはどうすべきかということについても、担当部と今議論いたしておるところでございます。

今後、具体的に、ここでこうだということは申し上げられません。来年度予算編成に向けて、一定の担当部の、今言われたことはすべて佐藤部長からも聞いておりますので、これからの対応策を考えまして、これからの決算、または12月議会、3月議会ということの課題として踏まえさせていただきたいというふうに思っております。

○上村委員長 安藤委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第48号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問のある方。ございませんか。

安藤委員。

○安藤委員 ちょっと1点お聞きしたいんですけども、今回の補正は、18年度の決算での余剰金が繰越金の方にかかってきたと。あと、その他、過年度分の精算ということであるとか、積立金等の計

上であるということなんです。

7ページの、一般会計繰出金について、2,272万2,000円については、これは18年度の分の介護保険の市負担分を戻すというふうなことだと思っておりますが、この介護保険の一般会計の繰り入れ、繰り出しというのは、言うたら、介護保険の中で市町村が負担する8分の1の部分であると。その8分の1の部分でこの2,272万2,000円というのが過剰だった分を戻すというような理解でいいのかなどか。それだけちょっと教えてください。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 一般会計繰出金についてですが、委員ご指摘のとおり、一たん、概算で一般会計から繰り入れたものを一般会計に戻すということなんです。給付費と、新たに創設されました介護予防の部分については12.5%。それから、これも新たに創設されました包括的支援事業及び任意事業分については20.25%の負担ですというふうになっております。それぞれ精算しまして、一般会計の方へ戻しておると、そういうことです。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 わかりました。

ちょっと参考までに教えていただけたらありがたいんですが、この間、介護保険事業についても、保険料と国・府・市町村の負担で運営をされているわけですが、国の負担が、調整交付金と合わせますと25%、しかし、実際、調整交付金が5%どころか2%にも満たない状況しか摂津市として入ってこないという状況にあって、介護保険財政というのは非常に苦しい一つの原因だと思います。

その苦しい部分をじゃあどこで補うかということ、結局、65歳以上の方の保険

料で補っているということで、ひいては、摂津市民の高齢者の方々に負担がいつているということになりますと、これはこのまま看過しておくことはできない制度上の矛盾だと思うわけですが。

例えばの話で恐縮なんですけれども、摂津市としても調整交付金を外枠の5%確保してほしいというような要望も出されているというふうに聞いておりますし、私どももそういった要求も行っていきますし、議会としても、そんな意見書も以前に採択したこともあると思うんですが、現在の1. 数%の調整交付金が5%になったから、この一般会計繰出金、2, 200万円との関係、大体どんなものになるのでしょうか。もしそれがあれば、これは崩さなくても、介護保険の方で賄えるということになるのかなと思うんですが、ちょっとその点だけ。参考の質問で申しわけないんですが。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 調整交付金につきましては、第三期の計画上、給付の1. 8%ほどで、金額にして5, 000万円ほどを年間見ております。これが5%ということになれば、1億四・五千万円になってくるのかなというふうに思いますので、年間1億円ほどの歳入の増ということになるということで、国庫負担がその分ふえて、保険料がその分少なくて済むというような考え方になるかと思えます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます、すいません。

一般会計繰出金にこじつけてちょっとお聞きしたんですけれども、やっぱり調整交付金、5%、外枠でしっかりと全自治体にそれは負担してもらおうということは非常に大事であって、それは一般会計

に戻さなくていいとか、ちょっと変な表現をしてしまいましたけれども、そういう問題ではなくて、今、山田課長がおっしゃったように、保険料の軽減につながっていくという点では、やはり引き続き調整交付金の問題は要求、要望活動もしていただきたいなというふうに思います。
○上村委員長 安藤委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第52号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 ふれあい広場を廃止するためということで条例制定なんですけれども、さきに、民生常任委員あてにいただいた、南千里丘の開発計画というか、スケジュールを見せていただいて、来年の春からふれあい広場を廃止して、いろいろ使用したりというようなことで伺っておるわけなんですけれども、それを見せていただいたら、体育館と文化ホールの機能は無償貸与ということで、1年間、存続はするわけなんですけれども、そうすると、今使っている文化ホール、体育館の駐車場などは、小川駐車場もあるんですけれども、結構、ふれあい広場を流用させていただいたりとかいう話も今現在あると思うんですけれども、この市民サービスを低下させないという点では、駐車場の確保とかいうのも、この文化ホールの附属のふれあい広場、来年から廃止してしまっ、もう使えないということにしてしま

うのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 一応、駐車場としましてふれあい広場を使っておるんですけども、駐車場の利用状況でいきますと、保健センター、文化ホール、体育館等々、年間で約112回というようなことで使用しておる状況でございます。

それと、駐車場の確保につきまして、これ南千里丘まちづくり担当の方からの報告いうんですか、会議の中では、それにかわる駐車場の確保はできないというようなことでお聞きしております。

そういうようなことで、各課の方にその対応をお願いしたいというような会合がございましたので、それで、うちとしては、各課の方にその状況なりを聞いて、協議しておるところでございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 駐車場は確保できないということをさらっと言われましたですけども、文化ホールとか市民体育館の活動を、1年間ですけども、22年ですね、各カメラなども文化的にやっていくんでしょうし、やっぱり必要な確保はじきに必要なんじゃないかと思うんですけども、それをしてしまうと、それこそ、この文化ホール何かの使っている規模なども小さくせざるを得ないとか、そういったことにもつながっていくんじゃないかと思うんですが、基盤整備自体は21年度の春からになってくるわけですから、21年度までこのふれあい広場を何かうまく使うとか、半分だけ確保するとか、そういったようなことは考えられなかったんでしょうか。

ちょっとこの辺が、文化活動とか市民サービスの低下をどういうふうに考えているのかいうのをちょっとお聞かせいた

だきたいなと思います。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 一応、南千里丘まちづくりの説明会の中で、いろいろ各担当課が集まった中でも、確かにふれあい広場の南半分のところ市に残るといようなことでお聞きしておりましたので、例えば、駐車場を先に整備できないとか等々の質問もございましたが、それについては、工程上無理だといようなことを、その会議の中で担当からお聞きしております。

ふれあい広場、来年4月から閉鎖ということで、大変、市民にご迷惑をかけることになるんですけども、小川駐車場が約60台、それと、あと、公共交通機関、バスを利用していただくとか、自転車等で来ていただくとかといような方法で対応してまいりたいというふうには考えております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 見方というのをちょっと聞かせていただきたい。だから、要するに、もうこれはやむを得ないと、市民サービス低下につながっても仕方がないという立場なんですね。

○上村委員長 紀田部長。

○紀田生活環境部長 確かに、物理的なスペースは、駐車場は確保できなくなるということで、利用したいという方にとってはサービス低下につながる可能性もございますが、一定、それぞれ事業、事業ごとに、あらかじめ駐車場のスペースがございませぬいような形も入れさせていただきながら、可能な限り、むしろ車で来るよりも自転車もしくは公共交通機関を利用してお越しいただくということで理解を得ていきたい。そのための啓発にも取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 ここで南千里丘の開発云々の話はするつもりはないんですけども、うまく開発というか、市政を運営していくというのは、やっぱり全面的、いろいろな部分で細心の注意というのが必要だと思いますので、その辺、そごのないようお願いしたいと、要望にしておきます。

○上村委員長 ほかにございませんか。
村上委員。

○村上委員 先ほども、駐車場の件がいろいろと議論されておったわけなんですけれども、確かに、この文化ホール等々、開催されるに当たりましては、どうしても小川の駐車場、60台という話では多分済まないというふうに現実には思っていると思うんですけども、そういう中で、例えば、近隣の中学校とか、柳田小学校のグラウンドなりの地内を臨時的にお借りするような方向で検討されたらいかかかと思うんですけども、その辺のお考えについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 一応、駐車場として指定している中で、庁内15課ほどで、30近くの事業で駐車場として使用している状況でございます。その中で、特に、選挙事務で体育館を使っている分の駐車場も利用しておりますので、選挙管理委員会とも話をしているんですけども、今おっしゃられた、三中なり柳田小学校の方で借りられないかというようなことで、お願いしてみるところも聞いております。

三中の体育館のところにも、ちょっと20台ほどの空きスペースがあるというふうにも聞いております。ただ、それを使う場合には、ちょっと整理員なり

管理員なりを配置してほしいというようなことで、基本的には、学校のスタンスとしては、使うのはちょっと遠慮してほしいというようなことをお聞きしておるんですけども、個々の事業において、各担当なりと協議してもらいたいというふうに考えてはおります。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 駐車場の件で、縮小されるということで、いろいろな催し物を通じてお知らせしていきたいという、先ほどもちょっと部長等の方からご答弁あったんですけども、具体的に、来年の3月末で完全閉鎖という形になろうかと思っておりますので、それも含めて、市民の周知の時期なり、周知の方法についてのお考えをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 今回の条例改正で、議会の可決をできるだけ早い時期に、10月1日付が一番早くなると思うんですけども、広報でお知らせをしたいと思っております。

また、庁内各課、全課にメールで通知いたしまして、関係団体等々への周知もお願いしたいというふうに思っております。

また、施設管理公社のふれあいルームの受け付けにおきましても、そういう受付場所に掲示するなり、チラシをつくって、申し込みにこられた方に周知していくというような方法で考えております。

また、広場自身のところにも、立て看板いうんですか、そういうような形でちょっと掲示させていただいて、周知を図っていききたいというふうに考えております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 周知につきましては、またしっかりとというか、数回に分けてとい

うか、2回、3回という形で周知をしていただきたいというふうに思いますけれども、先ほどの駐車場の件で、三中と柳田小学校の敷地内をとというのは検討もされているということもございますので、その辺で、文化ホールもかなり、600人近いんですか、定員というのは、いう形があらうかと思いますが、そのことも踏まえて、この文化ホール、いろいろと文化等々の事業をされているわけですから、文化ホールへ来られる方に、駐車場の件が弊害とならないような形で、この駐車場の確保をしっかりとまた取り組んでいていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○上村委員長 村上委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

安藤委員。

○安藤委員 同趣旨の質問になります。

ふれあい広場が、文化ホールの付随の施設ということで、駐車場としての機能、それから、植木市などイベントの会場になっているということで、廃止することによっていろいろな影響が出てくるかと思うわけです。

駐車場も、今お話お聞きしましたら、小川駐車場の範囲内と、それから、できるだけバスに乗ってきてくださいというようなお話でありましたけれども、1年間は体育館を利用される方もいらっしゃいますが、文化ホール、それから、保健センターであったり、ウィズせつつであったり、また、イベントでいきますと、福祉まつりが近隣の公園で行われたり、輪い輪い祭りが行われたり、いろいろな行事が行われてきています。そういう面から、一つ一つ、30事業で、年間112

回、駐車場を利用しているというお話ありましたが、そういったイベントなどへの影響というのはどういうふうに考えておられていて、それに対して、それぞれの団体さんが借りておられるわけですから、その団体さんに対するケアというんでしょうか、こういうような対策を打ちますというようなことでお話がされているのかどうか、その点をぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 ふれあい広場の閉鎖ということをお聞きしてから、各課、ずっと私の方も回らせていただいて、どういうふうな利用状況をされておるのか。例えば、土・日なのか平日なのか、利用台数はどういう状況なのかというふうなことで、各課の意見をお聞きしました。

そういった中で、30事業ございますが、比較的大きな事業としましては、総務防災課から年賀交換会につきましては、100台近くとめておるといようなことでお聞きしております。それについては、商工会とも協議をしていきたいといようなことでお聞きしております。

それと、健康推進課の、赤ちゃん健診なり市民健診でも、結構利用が多くございます。特に、健診の場合は、手前の16台の、グラウンド部分ではなしに、手前の分が200回以上使っておられるといような現状もございます。これについても、健康推進課の方に行きまして、どういうふうにされるのかということで協議しておるんですけども、事前に周知して行って、利用者の方に周知していききたいというふうなこと、小川駐車場なりを利用してもらいたいといようなことでございました。

また、あと、教育委員会でしたら、成人祭なりこどもフェスティバルなり、あ

と、市民文化、芸能祭等々もございしますが、それについても、やっぱり100台近くの利用がございします。それにつきましても、ふれあい広場がないということで、事前に周知していただくなり、バスを利用するなりというようなことでお願いするように、担当課としては対応していきたいというようなことでございしますので、いずれにしましても、できるだけ早い時期に、各課から各団体の方に周知していただいて、各課の方で対応をお願いしたいというふうに私どもとしては思っておるところでございします。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 周知されても困るなというのが率直な感想でして、もちろん周知しないといけないんでしょうけれども。

もう使えませんかという話で、それぞれの課の方々がそれぞれの担当部署で主催している行事、工夫、もう丸投げという形で、いろいろな団体ございしますね、福祉の団体であったり、PTAであったり、体育館や文化ホールを利用して、文化活動や教育活動を行っておられるわけですが、そういったところについても、自分たちで考えてというようなことに最終的になっていくというのであれば、ちょっとかなり無責任な対応じゃないかなと思うんですが、市民文化ホール、公的なホールでありますけれども、貸し館業務でありますから、当然、利用者の利便性というのを考えるのは当然であって、これは公的な施設であっても、利用者の利便性を考えなければ、いずれ、文化ホール使いづらい、市のものは上意下達で、もうバスに乗ってこいと言われるんやと。小さい赤ちゃん抱えたお母さんが、市民健診に行くのに、車のない方は、鳥飼の方から、もしくは、千里丘の七丁目の方から自転車に載せてきなさいと言

われているということで、それでよしとしていること自体、ちょっと、私、考えにくいんですけども、その点は、そういった議論はされているんでしょうか。

この南千里丘開発の、私ども、開発そのものの是非というのはいろいろ意見あります。財政的な問題もありますし、今やるべき問題なのかということで、いろいろな問題提起もしてきているわけですが、少なくとも、文化や教育や福祉のまちづくりというふれ込みといえますか、そういうキャッチフレーズが、昨日も市長の口からもそういうふうにおっしゃられたわけで、そういった開発を進めていく上で、本来、福祉や文化、教育での市民の皆さんが集うような施設で、利便性がもう後退してしまうと。しかも、これは南千里丘開発の方からも、もうだめですよ言われたんでいうことで、はい、そうですかということでやるということは、これ、南千里丘のまちづくりができたときも、結局、その行政側の思惑だけで、市民の声とか、生の活動とか、市民生活というのは、やっぱりかやの外に置かれてしまうんじゃないか、そんな印象を持たれてしまうことにつながると私思うんですけども。

その点は、やっぱり市民文化ホールを管轄している課として努力が求められると思うんですけども、このままよしとしてしまうのか、その点、ちょっともう一度お聞かせいただけないでしょうか。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 会議の中でも、いろいろな代替の意見も出ておったわけでございします。例えば、土・日・祝日であれば、市役所の前の近畿道の高架下の駐車場から、例えば、成人祭の場合でしたらピストン運転できないかとか、例えば、市内循環バスの市役所どまりを文化

ホールまで延長できないかとか等々の意見も出ておったわけでございますけれども、財政としては、ちょっとそういう難しい状態であるというようなこともお聞きしておりますし、交通対策課としても、いろいろなルート変更なりをしていくと、例えば、文化ホールまで伸ばすことによって、また減便になってしまったり、例えば、また、仮に増便になるというようなことで、一応、協議は、交通対策課なり財政とは、私としてはさせていただいたんですけれども、なかなか難しいというような回答を得ておるところでございます。

そういったことで、できるだけ事前に団体等に周知しながら、まちづくりでは、あと2年後には、何か駐車場の確保もできるというふうにお聞きしておりますので、2年間、市民の方には大変ご迷惑をかけることになるんですけれども、そういった対応で、現在の対応で、小川駐車場なり、公共バス利用なりで対応していただくというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 非常にちょっとなかなか理解しがたい、納得しがたいんですけれども。

南千里丘開発そのものが、ジェイ・エス・ビーさんがダイヘンの用地を買収して、摂津市とジェイ・エス・ビーさん、阪急さんでしたか、三者協議をされた。まちづくりの構想が持たれた。ということは、やっぱり行政がこのまちづくりに深く関与をしていくということが、今回の南千里丘開発の、ほかの大型開発とは違う、行政のまちづくりの意思がここに反映できるんだというのが南千里丘開発の一つの特徴だと私は理解しているわけなんですけれども。

そういう意味では、できるまちづくり

は当然のこととして、開発をしていく過程においても、やっぱり市民参加であったり、行政の市民に対するサービスを低下させないための、当然、交渉であったり、柔軟な対応を求めるべきではないかと。

何か、今お聞きしていると、南千里丘開発、まちづくりの検討会議の方が、もうこういうふうな段取りになりましたから、それぞれ各課の皆さん、協力してくださいとぼんときて、いや、それならどうしようかという話に話がいつてしまって、そこで、どうしようかといった解決策がなければ、もうしょうがないですね、2年我慢してくださいということになってしまっているような気がするんです。開発の中で、じゃあ、例えば、ふれあい広場のうちの半分を飛び換地で移って、半分は所有権が移るかもしれないけれども、残りの半分については、全部は無理にしても、これだけ分は、せめて今の駐車場分は確保させてくれとか、資材置き場であるとか、さまざまな工事用の車両の出入り口云々ということであれば、こういったところだけは、せめて我慢してやってくれとか、そういうような交渉がなされているのかどうかですよ。

その点はどんな過程があるんでしょうか。ちょっとそれもお聞かせいただけませんか。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 先ほど言われました、警察側の半分につきましては、市で残るというようなことで、そこに、将来、駐車場ができるというふうにはお聞きしておるんですけれども、それについても、会議の中で確保できないかというようなことは言いましたが、工程上、どうしても無理やというようなことで、それ以上の答えが出なかったもんですから、

無理だということで、確保できないというように返事をお聞きしておりますので、私どもとしても、それ以上のことが言えなかったというのが現実でございます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 私、ちょっと南千里丘開発のその進め方であるとか、あり方自体そのものに大きな問題があるのかなど。ここでこういう議論は、どんどん離れていきますので、そんなに余り触れていくことはできませんが、しかし、南千里丘開発がもうありきで、それすべて最優先と。結局、この駐車場であるとか、この広場が使えなくなるというのは、市役所の中のそれぞれの担当課の不利益ではなくて、利用している市民の方々の不利益ということになるわけです。結局、市民の皆さんの、今現在、活動されていることに大きな制約が与えられていると。それでも、南千里丘開発やるんやから、それはもう我慢してくださいということを言ってるような感じがするんです。

そうすると、南千里丘開発には、いろいろなさまざまな意見があります。市民の意見をもっと聞いたり、本当に、今、駅が必要なのか、今、20数億円の基盤整備に、さらにコミュニティプラザに積み上げ算方式で、一体幾らかかるのかわからないというような状況も、お金の使い方、本当にいいのか。阪急の立体交差、一体いつになるのか、お金どのくらいかかるのか、いろいろな議論がある中で、もう少し市民的に積み上げていく努力は必要だと私ら言うてきたわけですけども、どんどんそれが、今、既定路線で進んできていて、進んでいく過程の中で、市民の市民活動、文化活動、教育活動も、このためには我慢をしてくださいということであれば、これは、南千里丘開発を

進めていく中の方針そのものにも、非常に疑問を持たざるを得ません。

そういう意見はちょっと申し上げておきたいと思います。

駐車場であるとか、それから、各団体や今やられている市民的な行事について、今のまま丸投げで、ちょっと工夫してくださいと、学校の方に無理言って、この分については借りるように、各団体の方で学校と交渉してくださいというのは、ちょっと幾ら何でも、これは、文化ホール管理者としたら、問題があると言わざるを得ないです。

工夫を、努力を求めるものでありますけれども、最後にそれだけ言いたいと思います。

ちょっと見解をお聞かせください。

○上村委員長 紀田部長。

○紀田生活環境部長 私どもが文化ホールを管理しております、そういった意味での管理責任ということだとは思いますが。

一定、たくさんお集まりいただいて、駐車場をお借りして、利用されるということは、あらかじめ事業ごとにわかっております。そういう意味では、当然、私どもも、そういう理解を求める努力はいたしますが、原課においても、チラシをつくるときに、ちょっと添え書きで、駐車場が狭小のため、できるだけ公共交通機関等をご利用くださいと、そういった形での周知もお願いしたいという意味で、今議論させていただいておりますので、その点もご理解いただきたいというふうに思います。

○上村委員長 安藤委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時53分 再開)

○上村委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、議案第46号について可決すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第48号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対する可否の裁決をします。

委員長は、議案第52号について可決すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時55分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 三好義治